

京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p>	
<p>(前略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) }</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報担当の理事(以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6) } (略) (7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。)をいう。</p> <p>(9) } (10) } (略) (11) }</p> <p>(対象範囲) 第3条 (略) (最高情報セキュリティ責任者) 第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。 2 (略) (部局情報セキュリティ責任者) 第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長(本部の事務組織にあつては、総務担当の理事)をもって充てる。 2 (略) (中略) (情報ネットワーク危機管理委員会) 第7条 情報ネットワークに関わる危機管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク危機管理委員会を置く。 2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、<u>情報基盤担当の理事</u>が定める。 (情報ネットワーク倫理委員会) 第7条の2 情報ネットワークにおける人権侵害、著作権侵害等に該当し、又は該当するおそれのある情報の発信防止等を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク倫理委員会を置く。 2 情報ネットワーク倫理委員会に関し必要な事項は、<u>情報基盤担当の理事</u>が定める。</p>	<p>(定義) 第2条 } (1) } (同左) (2) } (3) } (4) }</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報環境機構長(以下「機構長」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6) } (同左) (7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び<u>事務本部</u>をいう。</p> <p>(9) } (10) } (同左) (11) }</p> <p>(対象範囲) 第3条 (同左) (最高情報セキュリティ責任者) 第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者を置き、<u>機構長</u>をもって充てる。 2 (同左) (部局情報セキュリティ責任者) 第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長(<u>事務本部</u>にあつては、総務担当の理事)をもって充てる。 2 (同左) (情報ネットワーク危機管理委員会) 第7条 (同左) 2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。 (情報ネットワーク倫理委員会) 第7条の2 (同左) 2 情報ネットワーク倫理委員会に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(部局情報セキュリティ委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(情報資産の格付け及び管理)</p> <p>第9条 部局情報セキュリティ責任者は、担当理事が定める情報の格付け及び取扱制限に関する基準に基づき当該部局が管理する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な格付けと管理を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、対策基準で定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程 (平成19年達示第76号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 本学における利益相反行為の防止等に関しては、総長が総括する。</p> <p>2 <u>産官学連携担当の理事</u>は、教職員等の産官学連携活動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、総務部職員課及び研究推進部産官学連携課において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学化学物質管理規程 (平成19年達示第74号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「化学物質」とは、教育又は研究に用いる元素及び化合物(それぞれ放射性物質及び安全管理担当の理事(以下「担当理事」という。)が定めるものを除く。)をいう。</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号に</p>	<p style="text-align: center;">(部局情報セキュリティ委員会)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>(情報資産の格付け及び管理)</p> <p>第9条 部局情報セキュリティ責任者は、<u>機構長</u>が定める情報の格付け及び取扱制限に関する基準に基づき当該部局が管理する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な格付けと管理を実施しなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 <u>産官学連携本部長</u>は、教職員等の産官学連携活動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、総務部職員課及び<u>研究国際部産官学連携課</u>において処理する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「化学物質」とは、教育又は研究に用いる元素及び化合物(それぞれ放射性物質及び<u>環境安全保健機構長</u>(以下「機構長」という。)が定めるものを除く。)をいう。</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。)をいう。</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第3条 部局の長(本部の事務組織にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長。以下同じ。)は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(細則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び<u>事務本部</u>をいう。</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第3条 部局の長(事務本部にあつては総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>(細則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(総括管理)</p> <p>第2条 京都大学における電気工作物の保安に関しては、<u>安全管理担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)が総括管理する。</p> <p>第3条 <u>施設環境部長</u>は、京都大学における電気工作物の保安に関する業務について、連絡調整する。 (部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総括管理)</p> <p>第2条 京都大学における電気工作物の保安に関しては、<u>施設担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)が総括管理する。</p> <p>第3条 <u>施設部長</u>は、京都大学における電気工作物の保安に関する業務について、連絡調整する。 (部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>事務本部</u>をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における病原体等の管理に関する規程 (平成20年達示第78号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(総括責任者)</p> <p>第3条 本学における病原体等の所持、取扱い及び管理については、<u>安全管理担当の理事</u>が総括する。</p> <p>(2種病原体等の所持の許可等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 2種病原体等を所持しようとするときは、事前に<u>安全管理担当の理事</u>に申し出て、法第56条の6第1項本文の規定による厚生労働大臣の許</p>	<p>(総括責任者)</p> <p>第3条 本学における病原体等の所持、取扱い及び管理については、<u>環境安全保健機構長</u>(以下「機構長」という。)が総括する。</p> <p>(2種病原体等の所持の許可等)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>第5条 2種病原体等を所持しようとするときは、事前に<u>機構長</u>に申し出て、法第56条の6第1項本文の規定による厚生労働大臣の許可を受けなけ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>可を受けなければならない。ただし、同項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>なければならない。ただし、同項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項の厚生労働大臣の許可を受けて病原体等を所持する者が、当該許可を受けた2種病原体等の種類(毒素にあつては、種類及び数量)、所持の目的及び方法又は2種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設(以下「2種病原体等取扱施設」という。)の位置、構造及び設備について変更をしようとするときは、事前に<u>安全管理担当の理事</u>に申し出て、法第56条の11第1項本文の規定による厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、当該変更が法第56条の11第1項ただし書の規定による軽微な変更の場合には、あらかじめ<u>安全管理担当の理事</u>に申し出て、同条第2項の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。</p>	<p>2 前項の厚生労働大臣の許可を受けて病原体等を所持する者が、当該許可を受けた2種病原体等の種類(毒素にあつては、種類及び数量)、所持の目的及び方法又は2種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設(以下「2種病原体等取扱施設」という。)の位置、構造及び設備について変更をしようとするときは、事前に<u>機構長</u>に申し出て、法第56条の11第1項本文の規定による厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、当該変更が法第56条の11第1項ただし書の規定による軽微な変更の場合には、あらかじめ<u>機構長</u>に申し出て、同条第2項の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。</p>
<p>3 第1項の厚生労働大臣の許可を受けて病原体等を所持する者がその氏名又は名称及び住所について変更をしたときは、速やかに<u>安全管理担当の理事</u>に申し出て、法第56条の11第3項の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。</p>	<p>3 第1項の厚生労働大臣の許可を受けて病原体等を所持する者がその氏名又は名称及び住所について変更をしたときは、速やかに<u>機構長</u>に申し出て、法第56条の11第3項の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。</p>
<p>4 前3項の厚生労働大臣への許可又は届出の手続は、<u>安全管理担当の理事</u>が行う。</p>	<p>4 前3項の厚生労働大臣への許可又は届出の手続は、<u>機構長</u>が行う。</p>
<p>5 第1項から第3項までの申出に関し必要な事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。 (中 略)</p>	<p>5 第1項から第3項までの申出に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。 (3種病原体等の所持の届出)</p>
<p>第8条 3種病原体等を所持しようとするときは、当該3種病原体等の所持の開始の日前に<u>安全管理担当の理事</u>に申し出て、法第56条の16第1項本文の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。ただし、同項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>第8条 3種病原体等を所持しようとするときは、当該3種病原体等の所持の開始の日前に<u>機構長</u>に申し出て、法第56条の16第1項本文の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。ただし、同項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定による厚生労働大臣への届出を行い3種病原体を所持する者が、その届出に係る事項を変更したとき及びその届出に係る3種病原体等を所持しないこととなったときは、事前に<u>安全管理担当の理事</u>に申し出て、法第56条の16第2項の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による厚生労働大臣への届出を行い3種病原体を所持する者が、その届出に係る事項を変更したとき及びその届出に係る3種病原体等を所持しないこととなったときは、事前に<u>機構長</u>に申し出て、法第56条の16第2項の規定による厚生労働大臣への届出を行わなければならない。</p>
<p>3 前2項の厚生労働大臣への届出の手続は、<u>安全管理担当の理事</u>が行う。</p>	<p>3 前2項の厚生労働大臣への届出の手続は、<u>機構長</u>が行う。</p>
<p>4 第1項及び第2項の申出に関し必要な事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。</p>	<p>4 第1項及び第2項の申出に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p>
<p>第9条 (略) (4種病原体等の所持の届出)</p>	<p>第9条 (同 左) (4種病原体等の所持の届出)</p>
<p>第10条 4種病原体を所持する者は、当該4種病原体を所持した日から7日以内に、<u>安全管理担当の理事</u>に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更したとき及びその届出に係る4種病原体等を所持しないこととなったときも、同様とする。</p>	<p>第10条 4種病原体を所持する者は、当該4種病原体を所持した日から7日以内に、<u>機構長</u>に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更したとき及びその届出に係る4種病原体等を所持しないこととなったときも、同様とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>3 第1項の届出に係る書式及び記載事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。 (感染症発生予防規程の作成等)</p>	<p>3 第1項の届出に係る書式及び記載事項は、<u>機構長</u>が定める。 (感染症発生予防規程の作成等)</p>
<p>第11条 1種病原体等又は2種病原体等を所持する部局の長は、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、当該</p>	<p>第11条 1種病原体等又は2種病原体等を所持する部局の長は、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、当該</p>

改 正 前	改 正 後
<p>病原体等の所持を開始する前に、感染症発生予防規程を作成し、<u>安全管理担当の理事</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の感染症発生予防規程に記載の必要な事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。</p> <p>3 <u>安全管理担当の理事</u>は、第1項の届出があったときは、法第56条の18第1項の規定による厚生労働大臣への届出の手続を行う。 (病原体等取扱主任者の選任等)</p> <p>第12条 } (略)</p> <p>2 } 3 部局の長は、前項の規定により病原体等取扱主任者を選任したとき又はこれを解任したときは、<u>安全管理担当の理事</u>の定めるところにより、<u>同理事</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 <u>安全管理担当の理事</u>は、前項の届出があったときは、法第56条の19第2項の規定による厚生労働大臣への届出の手続を行う。 (中 略) (滅菌等)</p> <p>第15条 1種病原体等又は2種病原体等を所持する部局において、それらの病原体等について所持することを要しなくなった場合その他法第56条の22第1項各号に該当することとなったときは、その所持する1種病原体等又は2種病原体等を滅菌譲渡しなければならない。</p> <p>2 前項の滅菌譲渡をするときは、<u>安全管理担当の理事</u>が定めるところにより、直ちに<u>安全管理担当の理事</u>に申し出なければならない。</p> <p>3 <u>安全管理担当の理事</u>は、前項の申出のあったときは、法第56条の22第2項の規定による厚生労働大臣への届出の手続を行う。 (記帳義務)</p> <p>第16条 1種病原体等、2種病原体等又は3種病原体等を所持する部局においては、法第56条の23の規定による帳簿を備え、当該病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の帳簿の書式及びその記載に関し必要な事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。</p> <p>第17条 病原体等を所持する部局においては、病原体等取扱施設の位置、構造及び設備を、法第56条の24の規定に基づき、省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 前項の技術上の基準の適合及び維持に関し必要な事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。</p> <p>第18条 病原体等を所持する部局においては、当該病原体等の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。次条第5項を除き、以下同じ。)又は滅菌等をする場合は、法第56条の25の規定に基づき、省令で定める技術上の基準に従って当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の感染症の発生の予防等のために講じる措置に関し必要な事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。 (中 略)</p>	<p>病原体等の所持を開始する前に、感染症発生予防規程を作成し、<u>機構長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の感染症発生予防規程に記載の必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p> <p>3 <u>機構長</u>は、第1項の届出があったときは、法第56条の18第1項の規定による厚生労働大臣への届出の手続を行う。 (病原体等取扱主任者の選任等)</p> <p>第12条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 部局の長は、前項の規定により病原体等取扱主任者を選任したとき又はこれを解任したときは、<u>機構長</u>の定めるところにより、<u>同機構長</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 <u>機構長</u>は、前項の届出があったときは、法第56条の19第2項の規定による厚生労働大臣への届出の手続を行う。 (滅菌等)</p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>2 前項の滅菌譲渡をするときは、<u>機構長</u>が定めるところにより、直ちに<u>機構長</u>に申し出なければならない。</p> <p>3 <u>機構長</u>は、前項の申出のあったときは、法第56条の22第2項の規定による厚生労働大臣への届出の手続を行う。 (記帳義務)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 前項の帳簿の書式及びその記載に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>2 前項の技術上の基準の適合及び維持に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>2 前項の感染症の発生の予防等のために講じる措置に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(事故等の届出)</p> <p>第21条 病原体等を所持する部局においては、その所持する病原体等について、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を<u>安全管理担当の理事</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出を受けた<u>安全管理担当の理事</u>は、法第56条の28の規定による関係機関への届出の手続を行う。</p> <p>(災害時の応急措置等)</p> <p>第22条 病原体等を所持する部局においては、その所持する病原体等に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、当該病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、法第56条の29の規定及び省令に基づき、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 病原体等取扱施設又は病原体等が容器に収納されているもの(以下「病原性輸送物」という。)に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を最寄りの消防署に通報すること。</p> <p>(2) 病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、病原体等取扱施設の内部にいる者、病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。</p> <p>(3) 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、病原体等がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう努めること。</p> <p>(4) その他病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、当該部局の長及び当該事態を発見した者は、<u>安全管理担当の理事</u>が定めるところにより、その旨を<u>同理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた<u>安全管理担当の理事</u>は、法第56条の29第2項又は第3項の規定による関係機関への届出等の手続を行う。</p> <p>(事務)</p> <p>第23条 病原体等の管理に関する事務は、<u>環境安全衛生部環境安全衛生課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第24条 この規程に定めるもののほか、病原体等の管理に関し必要な事項は、<u>安全管理担当の理事</u>が定める。</p>	<p>(事故等の届出)</p> <p>第21条 病原体等を所持する部局においては、その所持する病原体等について、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を<u>機構長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出を受けた<u>機構長</u>は、法第56条の28の規定による関係機関への届出の手続を行う。</p> <p>(災害時の応急措置等)</p> <p>第22条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>2</p> <p>3 第1項の場合において、当該部局の長及び当該事態を発見した者は、<u>機構長</u>が定めるところにより、その旨を<u>同機構長</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた<u>機構長</u>は、法第56条の29第2項又は第3項の規定による関係機関への届出等の手続を行う。</p> <p>(事務)</p> <p>第23条 病原体等の管理に関する事務は、<u>施設部環境安全保健課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第24条 この規程に定めるもののほか、病原体等の管理に関し必要な事項は、<u>機構長</u>が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>